

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和1年8月22日(2019.8.22)

【公開番号】特開2018-154198(P2018-154198A)

【公開日】平成30年10月4日(2018.10.4)

【年通号数】公開・登録公報2018-038

【出願番号】特願2017-51762(P2017-51762)

【国際特許分類】

B 6 3 B 1/38 (2006.01)

【F I】

B 6 3 B 1/38

【手続補正書】

【提出日】令和1年7月11日(2019.7.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

船底の空気吹き出し部から外部に空気を吹き出す摩擦低減装置が搭載される船舶において、

前記船底は、少なくとも前記空気吹き出し部より船尾側に前記船尾側に向けて船高方向の下方側に喫水が深くなる傾斜面が設けられ、

前記空気吹き出し部は、船長の中間位置より船首側に設けられ、前記傾斜面は、舵軸心から船首側に水線間長の10%移行した位置から、舵軸心から船首側に水線間長の90%移行した位置との間の領域に設けられ、

前記船底における前記傾斜面より船首側に船長方向に沿って喫水が一定な船首側水平面が設けられると共に、

前記船底における前記傾斜面より船尾側に船長方向に沿って喫水が一定な船尾側水平面が設けられる、

ことを特徴とする船舶。

【請求項2】

前記傾斜面は、船長方向に沿って水線間長の20%以上の領域に設けられることを特徴とする請求項1に記載の船舶。

【請求項3】

前記傾斜面は、船長方向に沿う喫水線に対して、0.001度から2度の傾斜角度に設定されることを特徴とする請求項1または請求項2に記載の船舶。

【請求項4】

前記傾斜面は、幅が船幅の30%以上の領域に設けられることを特徴とする請求項1から請求項3のいずれか一項に記載の船舶。

【請求項5】

前記船底は、船長方向に沿って船首側及び船尾側に延出され、前記船首側及び前記船尾側に向けて幅が小さくなることを特徴とする請求項1から請求項4のいずれか一項に記載の船舶。

【請求項6】

前記傾斜面は、幅が船幅の30%より前記船尾側で、幅が30%より前記船首側に設けられることを特徴とする請求項1から請求項5のいずれか一項に記載の船舶。

【請求項 7】

前記空気吹き出し部は、船長方向に所定間隔を空けて複数設けられることを特徴とする請求項1から請求項6のいずれか一項に記載の船舶。

【請求項 8】

前記船底は、前記空気吹き出し部より船尾側に凹部が設けられることを特徴とする請求項1から請求項7のいずれか一項に記載の船舶。

【請求項 9】

前記船底は、前記空気吹き出し部より船幅方向の外側に空気の拡散を抑制するガイド部が設けられることを特徴とする請求項1から請求項8のいずれか一項に記載の船舶。